

民設子育てのひろば事業 質問に対する回答

番号	質 問	回 答
1	現在、募集対象地域内で物件を探しております。応募時点で、物件が未確定の場合の取扱いと、物件選定において重視すべき条件があればご教示ください。	物件が未確定の状態での応募はできません。応募の段階で実施予定施設が決まっていること、様式6「予定される施設の状況」の提出が必須となります。 施設(予定地)の評価は、別紙3「評価項目・評価基準」に基づき、施設予定地周辺の状況や、施設の面積等の環境について、提案内容および実地調査等を踏まえ、総合的に判断します。なお、施設(予定地)の条件は、「民設子育てのひろば事業運営費助成団体募集要領」や別紙1「練馬区民設子育てのひろば事業補助要綱」を参照の上、適合する施設でご応募ください。
2	採択を前提として、新たに賃貸借契約を締結する場合、契約時に発生する仲介手数料、礼金、保証料等は初度設備費として助成対象となりますでしょうか。 また、敷金および保証金については助成対象外との理解でよろしいでしょうか。	別紙1「練馬区民設子育てのひろば事業補助要綱」の別表(第2条、第11条、第12条関係)に記載のとおり、仲介手数料および礼金は、初度設備費として助成対象です。 敷金および保証金については、助成対象外です。